

公 表 日

平成23年12月 1日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	雲仙普賢岳無人化施工技術検討業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 雲仙復興事務所長 田村 圭司 長崎県島原市南下川尻町7-4
契約年月日	平成23年12月 1日
契約業者名	砂防エンジニアリング (株)
契約業者の住所	熊本県熊本市新大江2-12-1
契約金額	9,870,000円 (税込み)
予定価格	9,870,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業務場所	長崎県島原市
業種区分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間 (自)	平成23年12月 2日
履行期間 (至)	平成24年 3月16日
備考	

公 表 日

平成 23 年 12 月 1 日

様式 6 - 1

契約の内容

契約年月日	平成 23 年 12 月 1 日
契約業者名	砂防エンジニアリング (株) 九州支社
契約業者の住所	熊本県熊本市新大江 2 - 1 2 - 1
業務の名称	雲仙普賢岳無人化施工技術検討業務
納入場所	長崎県島原市
業務種別	土木関係建設コンサルタント業務
業務概要	雲仙普賢岳火山砂防事業で採用された無人化施工技術についてとりまとめ、雲仙復興事務所で施工してきた無人化施工技術の総合的な施工計画立案に対する留意点のとりまとめを行う業務である。
納期 (自)	平成 23 年 12 月 2 日
納期 (至)	平成 24 年 3 月 16 日
契約金額	9, 870, 000 円 (税込み)

契約理由書

1. 業務件名 雲仙普賢岳無人化施工技術検討業務
2. 履行場所 長崎県島原市
3. 契約の相手方 住所：熊本県熊本市大江2丁目12番1号
会社名：砂防エンジニアリング株式会社 九州支社
電話：(096)375-7401
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、雲仙普賢岳火山砂防事業で採用された無人化施工技術について分析、とりまとめ、雲仙復興事務所で実施してきた無人化施工技術の総合的な施工計画立案に対する技術的課題について検討する業務である。

2) 業務の内容

本業務は、雲仙復興事務所で行ってきた無人化施工において、施工技術及び施工管理技術について既存資料の収集整理を行い、無人化施工初期段階から発展してきた技術の変遷・新技術採用に至る背景を技術的な観点で時系列に整理・分析し、とりまとめるものである。

また、現在の雲仙復興事務所の無人化施工における課題を分野別に抽出し、今後の無人化施工の伝承、発展に繋がる技術提案を行い、具体的な施工技術、施工管理技術についてとりまとめるものである。

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を22者が入手（ダウンロード）し、2者から参加表明書が提出され、2者が参加資格を有していた。

参加資格を有する参加表明書提出者のうち2者を技術提案書の提出者として選定し、2者から技術提案書が提出された。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。

特に「配置予定技術者の資格及び実績等」は最も優れた評価であり、かつ「実施方針・実施フロー、工程表、その他」の「実施手順」における「有益な代替案、重要事項」が記載されていること、及び特定テーマの「雲仙復興事務所で行ってきた、無人化施工の総合的な技術変遷を系統的に分析する手法について」に対する技術提案について「着眼点、問題点、解決方法等」、「提案内容を裏付ける類似実績」等、について、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記契約の相手方と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

雲仙復興事務所 砂防課長